

近世後期における撫養石請負と「御手行」

地方史班（徳島地方史研究会）

町田 哲*

要旨：「撫養石」の採石場として、近世の撫養地方では高島村にあった石取場（「石口」）が、宝暦年間まで中心的存在だったことはすでに知られている。今回、『蜂須賀家文書』中の寛政7年（1795）「御仕置所御用帳」に、近世の「撫養石」に関する史料を新たに確認できた。ウチノ海に突き出した高島村長崎山周辺に4つの採石場や、石運搬のための船着場所が存在していたこと、従来の高島村庄屋篠原家にかわって、「市郷入札」により徳島城下商人や高島村住人が新たに請負人となり、彼らが運上銀を藩に毎年上納する見返りに、採石する権利を確保したこと等が明らかとなった。そこには、「塩浜普請手当」という本来的な姿から、「地他国売」という石の商品化への動向が顕在化していた。

キーワード：撫養石、産物、徳島藩、請負、塩田、高島

はじめに

いわゆる「撫養石」とは、中生代白亜紀後期の地層である和泉層群に含まれる砂岩（和泉砂岩系）で、撫養地方で産出され、コンクリート普及以前の石堤・石垣や石碑・墓石用材などとして、近世以降広範に利用された石として知られている。

その撫養石の採石場として、近世の撫養地方では高島村にあった石取場（「石口」）が、宝暦年間（1751～1763）まで中心的存在だったことは、『鳴門辺集』の記載によってすでに知られている（鳴門市史編纂委員会1976、1443～1445頁）。しかし、その場所や実態は不明な点が多かった。今回、高島村の採石について、新史料を国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』の中に確認することができた。わずか一点の史料ではあるが、従来不明な点が多かった近世の撫養石の採石場に関する重要な記述を含んでいるので、ここで紹介の上、若干の分析を加えたい。

1. 高島村での採石請負

1) 高島村の「石取場」

『鳴門辺集』（鳴門市史編纂委員会1988）は、作者不明ながら、寛政7年（1775）6月に撫養および北灘地方の32村浦について、その産物・政治・文化・歴史等を総合的に記した地誌である。その中で唯一石切場の記載があるのが、高島村である（史料1）。高島村に「石取場」があり、それは塩浜築造の手当として認可された「石口」であり、古くから石材が豊富であった。また、以前から泉州「墓造り村」から石工がやってきて生業とし、近年は黒崎村や南浜村など各地に石工が多数存在するに至った。ただその状況は、あくまで近年のもので、宝暦年間（1751～1763）までは高島村に石工が集住する唯一の存在であった、というのがその内容である。

第一に、石取場が塩浜築造の手当として認可された点が注目される。この点は、従来それほど注目されていないが、撫養地方での塩田開発に必要な石材を確保するための石取場が、その本源的なあり方

* 772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748 鳴門教育大学 学校教育研究科

だったのである。第二に、石工たちが「泉州墓造り村」より来住していた点である。既に『鳴門辺集』(鳴門市史編纂委員会 1988)でもこれは泉州箱作村のことであると推定している。『鳴門辺集』の翌年にあたる寛政8年(1796)1月に刊行された『和泉名所図会』(秋里籬嶋編 1976)には、石工たちが石灯笼・石臼等を製造している挿絵とともに、「和泉石ハ其性細密にして物を造るに自在也、鳥取荘・箱作に石匠多し」等と記されているように、和泉国日根郡箱作村と鳥取庄村は、撫養石と同じ和泉砂岩である「和泉石」の多くの石切場が集中し、石細工を行う細工場があり、かつ石工が集住する村であった。その石切場の一つ「ミノバ石切場跡」が1986年から発掘され、採石壙(坑)や、作成途中の石臼・手水鉢、あるいは石工の道具であるサキノミ(玄翁)・ヤ・ツルハシ等が出土した。その報告書には、嘉永3年(1850)の箱作村東方「出奉公人・他国行書上帳」が紹介され、箱作村から季節労働として、大坂・河内・大和・丹波とともに阿波にも5人の石工が「石工稼」に出向いていた点が指摘されている(大阪府埋蔵文化財協会 1988, 87頁)。この石工がやってきたのが撫養地域なのかどうかは不明だとしても、石工が集住する箱作村から周辺各地に石工が奉公人等として出向いていることが一般的であったことから考えて、箱作村から高島村に石工がやってきていた可能性は高いといえよう。

第三は、高島が撫養石の石切場の中心であった点である。難しいのは「宝暦年中迄ハ此処ニ限る」の主語が、当該項目の「石取り場が」なのか、それとも前段の「石工が」とするのかで理解が異なる。ただ、いずれにせよ、撫養地域で石切場の記載があるのは高島村だけであることから、高島村が撫養石の石切場の中心的存在であったこと、少なくとも石工が箱作村から移住してきていたことは事実とみてよいだろう¹⁾。そして石切場は、高島村を中心としつつも、18世紀半ば以降、徐々に周辺の石切場へと拡大を遂げていったと考えられるのである。

2) 高島村石切場に関する新史料

ところで『蜂須賀家文書』には天明7～寛政7年(1787～1795)の「御仕置所御用帳」が残されてい

る。各^{たてちよう}堅帳は御城帳・年中万留記・万触事留記・万覚帳・書状扣によって構成されている。ここで紹介する文書番号267(7)の堅帳は表紙・前半部分を欠いているが、「寛政七卯年中御仕置所御用帳」267(10)の後欠部分に接続するため、寛政7年(1795)の御仕置所御用帳と判断できる。『鳴門辺集』作成と同年の記事である点が特筆されよう。今回新たに確認できた高島村石切場の記述全文を史料2として掲載した。その内容は、郡奉行から仕置所に提出された提案書に対し、基本的にそのまま認可したものである。

a 板野郡高島村にある「石口」(=石切場)4ヶ所について、これまで請負をしてきた高島村庄屋篠原孫左衛門の請負期間が終了(「受所年明」)したので、郡奉行が見分をしたところ、「石筋」が良く、これまでの運上銀では少ないことが判明した。しかし、石口は、掘ってみないとどれだけ採掘可能か不明で、明確な見積ができないため、入札で決定することとなった。

b ただし、これらの石口は西條房太の定請林(御林の一部を請負人が利用する権利を与えられた山)の中にあり、その扱い方が問題となった。つまり、これまで御林の範囲確定(「床引」)もなく、また石口の面積を定請林から除外してきたのかどうかも判然としなかった。そこで今回、御林と石口部分の面積を確定し(「四方詰」)、定請林と石口とを明確に区分することを提案している。

その上で、以下に取締の具体策について伺いを立てている。**c** 石口には船着場所があり、(分一銀を納めずに石材を搬出する)「抜売」の取締に課題があることから、「地他国売」を許可すべきかどうか、**d** 「床引」(土地の測量による区域の判別)のあり方については後日報告することとし、**e** 石口請負については下記の落札銀を運上銀とすることで5年間の請負を認可して良いかどうかの判断を求めている。さらに**f** 石口からの他国積出について、本来その取締は堂浦御林番に担当させるべきであるが、現在堂浦御林番が別件で牢舎を命じられて担当できないため、撫養表からの石の出荷ができない状況で困る旨の歎願が地元から出ていること、したがって**g** 「山床改」(実地調査)と「口之究改」(出荷取締)

の調査は庄屋・五人組あるいは御林方制道人に命じれば、さしあたり手抜きなくするだろうこと、またその人選についても（調査の上で）報告すべきところだがそれをしては時間がかかりすぎるので、ここではまず以上の取締方法についてのみが本^{もと}メ中に報告された²⁾。早速（仕置所）がそれを確認し、郡奉行の提案通りとすることを決定、あわせて林方代官にも指示するように本^{もと}メ中が命じている。

3) 石口請負の特徴

以上からは、次の点が特筆されよう。第一に、高島村に石口が4ヶ所存在していたことが判明する。それは長崎山の①岩井谷・②墓ヶ谷間と、すくの海側の③高丸・④笹ヶ谷であった。三木文庫に所蔵されている1877年（明治10）11月「板野郡高島村略図」³⁾の記載をもとに、石口の場所を示すと、写真1のごとくである。半島状に突き出した長崎山の西側が内ノ海^{うち}、東側が寿久海^{すくの}である。長崎山の内海側

で道が途切れる地点に①が位置する。②は場所が不明だが、①から現在の墓地までの間であろうか。③も場所不明であるが、①の寿久海側で山が^{えぐ}抉られている部分周辺であろうか。④は笹ヶ谷の寿久海側で、現在の鳴門教育大学学生宿舎南側の切り通り道路となっている地点に該当する。

このうち石口①②は、運上銀の高さと、かつ「堀広」で増加されていることから考えて、規模が大きかったものと想定される。長崎山は高島村のうち、内ノ海に突き出した半島状の地区であるが、藩側が認めているように「石筋」（a）が良いだけでなく、「船着之場所」（c）があったことからもわかるように、切り出した石をすぐ船で運べる点で効率も良く、規模・質・立地の三拍子そろった採石上の好適地であった。しかも、「地他国売」と記されているように、阿波国領内への「地売」のみならず、「他国売」までも想定されていることが特筆されよう。

第二は、石口の請負方法と請負人の特徴である。この時まで石口4ヶ所は、一括してすべて高島村庄屋の篠原孫左衛門が請負人となっていた。その請負の時期や実態はまったく不明であるが、庄屋であり塩田所持層である篠原家が石口の経営にも関与していたことは、採石が基本的に地元撫養地方の塩田築造・修築に需要があったことを想起させる。

しかし、この寛政7年（1795）に石口4ヶ所は、各石口を単位に入札で請負人を決定することになった。請負年限は5年間で、年に夏・冬の二度にわけて運上銀を上納する見返りに、採石の権利を認められ利用を独占できるのである。入札の結果、主要石口2ヶ所の請負人には徳島城下の助任町土佐屋平右衛門^{すけとう}がなっている。土佐屋の素性は不明であるが、撫養塩田周辺だけでなく、徳島城下や吉野川流域等での撫養石需要を満たすために、関与してきた石材商人であろうか。少なくとも、この時にあえて広く「市郷入札」となったことで、従来、高島村に収斂してきた請負人が、比較的広範囲に拡大する重要な転機となったものと考えられる。一方、撫養地域の塩田面積の拡大は、遅くとも1770年代には頭打ちとなっている（小橋靖2016, 105頁表5）。そうした中で、「地他国売」がここで目指されているということは、当初の「塩浜普請手当」よりも、むしろ



写真1 高島村の「石口」(1877年11月「板野郡高島村略図」三木文庫所蔵 [508/D/84] 54.0×77.0cmより)

撫養石を販売することを目的とする、撫養石の商品化の動向がその背景にあったのではなかろうか。

その一方で、高島村住人による請負も継続したことは、すく海の側2ヶ所の石口請負を高島村の又兵衛と平太郎が、また4ヶ所の「落石」請負を高島村10名が担うようになった点から確認できる。しかもここには石口請負人となった又兵衛・平太郎も含まれている。「落石」請負とは、おそらく4ヶ所の石口請負分の残りの端材・屑石類を確保する権利であろう。全体の運上銀高は、岩井谷・墓ヶ谷の各石口よりも大きいことから、それなりの量が確保されていたものと考えられよう。これにより、従前からの地元高島村住人による切出も、ある程度維持されていたのである。

こうして、請負人が地元高島村だけでなく、徳島城下商人へと拡大することになった。第三に、その背景として確認しておきたいのが、藩の動向である。藩側は、これまで篠原家が納めていた運上銀が、「石筋」が良いという実態にそぐわないこと（「不相応」）に注目して、市郷入札に踏み切っている。ということは、それまでの請負は市郷入札（競争入札）ではなかったことになろう。しかも4ヶ所を各口単位に入札とすることで運上銀の増徴を目指し、あわせて①岩井谷②墓ヶ谷については、「石口堀広」で多くとれるはずであるとして、「鍛増^{きたえまし}」つまり入札分にさらに運上銀が上乘せされている。このように藩側は、石口からの運上銀を増徴することを明確に企図していた。徳島藩では寛政期に御林に対して①御林検地帳の作成による御林掌握と、②御林への請負制度（定請名負林）の導入強化に伴う運上銀獲得を目指す御林改革を進めていた（町田2015）。寛政7年の石口の「市郷入札」化は、御林改革とも共通する運上銀増徴政策の一環であったと考えられよう。

第四に、定請林と石口との関係である。まず長崎山には、西條房太の定請林が存在していた。西條家は『鳴門辺集』によると、小高取格で、もともと櫛木村住人だったが、房太の4代前の頃から土佐泊浦の大毛に住み、代々西條流鉄砲の師家で門人が多かった。また、房太の親林弥は砲術の名手で、藩主御鹿狩の際にあちこち御用を命じられ、手柄が多かったという（鳴門市史編纂委員会1988, 27～28

頁）。さらに、寛政5年（1793）2月に大毛山での鉄砲指留が命じられた際、西條房太は、大毛山の制道役を命じられ、西條の「稽古場」はそのまま許可されている（藩法研究会1962, 史料番号1099）⁴⁾。こうした西條がなぜ、いかなる経緯で長崎山定請林の権利を獲得できたのかは不明である。しかし、少なくともこの寛政7年に結果として定請林と石口請負とは切り離され、請負の権利や運上銀も明確に区別されることになった。その管轄も山改等の石口の管理は郡奉行系統が担当し、石の津出管理は基本的に林方代官管轄下におかれたものと考えられる。

2. 撫養石の「御手行」

1) 御手行の開始

その後の高島村の石口に関する史料は少ないが、幸い『鳴門市史上巻』に2点の石切場関係史料が掲載されている（鳴門市史編纂委員会1976, 1443～1444頁）。残念ながら出典が示されていないこともあり、原本を探し出すことができていない。しかし、重要な内容であるのでここで再検討しよう。まず一つめは天保5年（1834）と比定されている午年5月27日付の郡代武市左兵衛から組頭庄屋あての触である。

その内容は、試みとして撫養石を「御手行」とするように命じたものである。まず和泉石の入津を差し止める。ただし、和泉石についてやむをえない理由で利用したい場合には「御蔵所」へ願い出て、入津の際に（御蔵所）役人の見分をうけ、その数量チェック等をうけるようにする。以上の内容について、組頭庄屋の組村浦に触れよ、としている。

第一に注目されるのが、現段階で、この史料が「撫養石」という呼称の初見だという点である。そのことは、取りも直さず石口が高島村だけでなく撫養地域全体に広がり、かつある程度の石の商品化が実現していたことを示す事実といえよう。第二に、その撫養石の「御手行」とは、藩が撫養石を藩産物として産出・移出を直接掌握し、和泉石の入津を基本的に禁止することで流通を統制下におこうとするものであった点が注目される。石質が同じ和泉石の入津禁止をすることで、そのぶん撫養石の販売振興をはかり、藩益につなげようという藩側の思惑を読み取

ることができよう⁵⁾。

2) 御手行の方向性

しかしこの「撫養石御手行」制度は必ずしも、当初の藩側の見込み通りには展開しなかった。二つめの天保9年(1838)と比定されている郡代武市左兵衛・高木真蔵から組頭庄屋あての触書をみよう(鳴門市史編纂委員会1976, 1444頁)。

この触の前半部分は、郡代から当職家老への申出書であり、後半はそれに対する本メ中の申達である。

まず、撫養石「御手行」となり和泉石を移入禁止としたが、和泉石以外の他国石が多く阿波に移入され、撫養石「捌方」(販売)に支障をきたしている。とくに御影石類の移入が盛んで、勝手に直売し、石工の者までもが関わって、細工石や家下石などに用いる状況となり、その結果、「御国産石」の売捌方に支障をきたしている、と現状への危惧を表明している。撫養石振興のために和泉石移入を禁止しても、御影石をはじめとする他国石の移入が盛んで、効果がないというわけである。

そこで郡代が家老に提案した内容は、仮に石類の入津をすべて差し止めてしまうと、取締の趣旨にはあうが、「御国用」(藩用材)が不足する事態に陥るのでそれは避けるべきであること、したがって以後は、(和泉石以外の)他国石入津は認めた上で、所々の分一所で取り締まり、(口銀を)徴収するという案を提案している。ただし、研石・豊島石(角礫凝灰岩)等は「御国産石」である撫養石とは石質・需要が異なるので、従来通りの入津を許可する。以上の提案が認可されれば取締になると同時に、撫養石の捌口(売行)が立ち直り、藩益も増すであろうと述べている。家老側は、その申し出と、あわせて分一奉行が口銀徴収方法について調べた内容を吟味した。撫養石御手行の阻害要因である他国石の移入について、本音は入津指留にしたいが、そうはいかない事情(多様な石の需要および撫養石だけでは不足等)があることから、和泉石以外の他国石入津は認め、入津時に分一所でチェックし口銀を賦課するという方法で、何とか撫養石の振興を維持しようとしたのである。

その上で、家老中から本メ中に対して、以下のような指示が下された。他国からの積入品については、

口銀を徴収しないのが原則である。ただし干鯛については口銀を徴収しており、諸品積入でも若干の口銀を徴収することもありうるので、よく調べた上で考えを申出るようにすること。また、他国石の場合は、撫養石御手行に支障をきたすので、研石・豊島石に限らずどんな石でも他国石積入は、分一奉行が申出た割合で口銀を徴収すること。また、和泉石指留は継続すること。以上の内容を各分一所と市郷に触れるように指示したのである。ここでは、移出物に賦課される口銀を、移入物である他国石に対して賦課することは本来異例であることに留意しつつも、最終的には、研石・豊島石もふくめて他国石はすべて分一所で口銀を徴収するという方向性が示されている。こうして干鯛につぐ特例措置のもと、「撫養石御手行」が再度推進されようとしたのである。

ちなみに分一奉行の申出による他国石口銀については、どんな種類の石でも、代銀100目につき帆別銀を銀2匁5分ずつ徴収することを基本とし、他国から石を移入する場合には、送状に記されている値段をもとに算出すること、また売先が未決定で送状が無い石の場合には、分一役所で見分の上、船頭をよく調べ、不都合がなければ(他の送状値段)をもとに計算するように指示されている。

以上のことから、和泉石の入津禁止と、他国石入津時の口銀(帆別銀)徴収という形で、他国石入津を抑制することで撫養石需要を高める方向の中で、撫養石御手行が目指されたことがうかがえよう。かつて寛政期の石口請負の場合、請負人が一定の運上銀さえ納めれば、自由に採石し販売可能であった。したがって藩の収入は運上銀の増加は競争入札による増加に限定されていたのに対し、御手行の場合は、採石量・販売量が拡大すればするだけ藩収入が増加するシステムであったといえよう⁶⁾。よしんば他国石が入津したとしても、その口銀もまた藩益になることが目指されている。いずれにせよ、撫養石御手行は、石そのものを藩用材として利用するよりも、販売しそれを藩財政に吸収することが第一にめざされていたのではなかろうか。

3. 塩田での石材需要

前述のように撫養地域における塩田面積は、18

世紀後半にはほぼ飽和状態にあったが、19世紀に入ってもわずかながら塩田を拡張している部分がある。その開発事例をもとに、塩田での石材需要の一端を垣間見てみよう。

ここで検討したいのは、弘化4年(1847)以降にすくの海新開浜を三ツ石村浜人の喜右衛門・勝吉・次兵衛・平次郎・計蔵が開発しようとした事例で、嘉永元年(1848)6月に彼らが引除郡代手代に提出した願書である⁷⁾。まず、すくの海の「新開浜」の開発について、先に願い出た絵図面にあるように、西北側の大手堤予定地330間の堤下予定部分は、現在干潮時に深さ3尺ほど円泥がたまっており、そこに小石・土を堤1間あたり10艘分ずつ下埋めし(堤幅4間分)上荷船40艘分が必要となること、さらに石垣用の石は700艘分、「裏石」が700艘分必要で、合計約1,500艘分がなければ大手堤はできないとしている。そこで、小石・土は長崎山御石口から持ち出すことを許可してほしいことをまず願っている。また浜石(石垣石)は、近年、北泊山で掘り出されている石を使いたいところだが、それを調達するには遠いので、石代よりも運賃が多くかかり困るので、隣の高島村十人山のうち祖父姥北尾崎⁸⁾の山裾に石口採掘が許可されれば石代・運賃もかからないとして、その認可を求めている。

以上から第一に、塩田開発の第一歩として大手堤の建設が重要であること、それには膨大な埋立用の小石・土や、石垣用の裏石と浜石が、かつそれらを運搬する上荷船が必要であったことがうかがえる。第二に注目されるのは、石切場の諸類型である。浜人がここで小石・土の採取許可を求めている長崎山は、この当時「御石口」であり、撫養石を藩が切り出す場として、周辺住民でも自由な採石が許されていなかった。ついで、当初、三ツ石村浜人らが浜石を購入確保しようとした北泊山は、「御石口」ではなく、三ツ石村に石を売ることが可能な石切場であった。そして、すくの海沿にあった祖父姥北尾崎は、石口見分を求めていることから、購入確保というよりも自ら石口を新規請負して切り出すことによって確保しようというのである。

当該期に御手行が継続しているのかどうかは不明であるが、少なくともこの段階の石口には、i藩営

の御石口・ii販売可能な石口・iii直接利用(非販売)の石口の三類型が存在していたことになろう。それぞれの実態解明は今後の課題とせざるを得ないが、このうちiiiは、『鳴門辺集』のいう「塩浜普請手当」として与えられた石口に相当するともいえよう⁹⁾。

むすびにかえて

以上、近世撫養石の採石の特徴とその変化について、新出史料など、現在確認できている関係史料のすべてを利用して検討してきた。しかし、関係史料は極めて乏しく、既に森下徹氏が精緻に解明している防長地域での採石と石工の存在形態や(森下徹2004)、他地域のそれと比較できるような状況には未だない。史料発掘が今後の第一の課題である。以下では、現段階で判明した内容を仮説的にまとめ、あわせて今後の課題を提示したい。

①**石口と塩浜手当** 撫養石の採石場(石口)は高島村の長崎山のうち、海に面した北半分を中心に存在し、本源的には、「塩浜普請手当」のために地元の開発人を中心に認可され、和泉国日根郡箱作村から石工が移住していた。海沿いに石口が存在したのは、石筋が良いことに加えて、運搬上の便が良いことが重視されたからと考えられる。しかし遅くとも、塩田開発がほぼ飽和状態に至った18世紀中頃以降、高島村外の撫養地域に拡散していく。それは従来の「塩浜築造手当」のためだけでなく、他の用途のために「売石」にされたり「細工石」の需要が増してきた状況、すなわち撫養石の商品化の動向ともパラレルの関係にあったものと想定されるが、その実相は今後の課題である。

②**商品化と請負** そうした中、長崎山石口では、塩田開発人であり高島村庄屋でもあった篠原家が、いつからかは不明ながら寛政7年(1795)まで石口4ヶ所を一括して請け負っていた。それは入札を経ずに塩浜手当のために地元百姓に請け負わせる所請であったが、同年に請負期限が終了するのを機に、藩側は石口の請負に各石口ごとの「市郷入札」(競争入札)を導入した。落札した分の運上銀を上納する見返りに、採石をする権利を請負人に認可する方式をとることで、請負人は多くの石を、藩は今まで以上の運上銀を確保することを目指した。その結果、

比較的規模の大きい石口2ヶ所は徳島城下商人が、一方で地元高島村住人も小規模石口と4石口の屑石を確保することになった。ただし、請負人や石工の存在形態や技術的力量については不明である。また、この請負では「地他国売」が想定されるなど、撫養石の商品化の動きは、藩領内のみならず領外にも拡大していたことが想定されるが、その需要範囲や社会的諸関係の解明は課題として残されている。

③請負から撫養石御手行へ 天保5年(1834)、徳島藩は「撫養石」(初出)を藩の産物とする「御手行」を実行し、あわせて撫養石とほぼ同質である和泉石を基本的に入津指留とした。この「御手行」の実態解明も課題であるが、おそらくは藩費で採石業者^{うわに}と上荷船持等^{うわに}を雇用して撫養石を産出・移出し、その販売額と経費との差額を藩の財政収入に組み込もうとするものであると想定される。だからこそ和泉石の入津指留によって撫養石の売捌振興を企図したのであろう。しかし、藩用材の確保や領内での多様でかつ多種にわたる石需要を背景に、他国石入津指留は不可能であり、御手行は思い通りにはいかなかった。そこで藩側は4年後、(和泉石以外の)他国石入津を容認し、分一銀徴収をすることで、その利を藩財政に回収しようとした。藩側にとっては、撫養石御手行を維持しつつも、むしろ藩の収入確保が至上命題だったのである。撫養石御手行のその後の展開も今後の課題とせざるをえない。

註

- 1) 『本州四国連絡橋建設に伴う大毛島地区埋蔵文化財発掘報告書』(徳島県教育委員会1988)によれば、大毛島南東部の第35区から石切鍛冶仕事場が検出され、石切道具(矢・ノミ等)のほか、それらの鍛冶用具(金ばさみ・たがね等)が出土している。また第35区周辺の山に石切場跡が存在しているとされている(同書181-203頁)。ただし、報告書では第35区周辺の石切場を藩営石切場としているが、その評価には慎重を要する。さらに大毛島北部の第13区では屑石捨場が検出された(同書44-48頁)。こうした一連の石切場関連の遺跡の存在は、いずれも、撫養石石口の拡大過程を証明

するものであろう。

- 2) 史料末尾にみえる12月28日付の内容によれば、「山床改」は高島村五人組が担当し、「口之宥改」は高島村からの海の出口にあたる岡崎村・北泊村の庄屋および室村御番所が担当すること、勤方については林方代官が管轄するように大北郡奉行の前野延左衛門に通達されている。
- 3) 1877年(明治10)11月「板野郡高島村略図」[三木文庫508/D/84]。
- 4) 大毛島の御牧場制道については、別の機会に検討したい。
- 5) それと同時に、その和泉石も届出と藩役人の改めさえあれば許可される場合が想定されているように、すべてを移入禁止にすることができなかった点は、この制度にはらまれる矛盾の一部を示している。
- 6) 御手行の下で、従来の石工らが雇用されたものと考えられるが、御手行の実態については不明である。今後の史料発掘を俟ちたい。
- 7) 弘化4年5月吉日「板野郡三ツ石村八軒浜新開浜干潟御願諸事之控」のうち[三木文庫508/0/2](鳴門市史編纂委員会1976, 1338-1339頁に翻刻掲載)。三木家による写であるが、一部に読み間違いもある。
- 8) 「十人山」は不明だが、『鳴門辺集』(鳴門市史編纂委員会1988)の高嶋村の項には、「一、祖父姥石 此祖父姥石、すくの海之傍にあり」とあることから、高島村のすくの海側にある部分であろう。
- 9) ちなみに塩田用ではないが、嘉永3年(1850)8月に粟田村庄屋藤倉仙左衛門が、同村大岸谷櫛の石口4坪の採掘願をした事例では、運上銀40目(各年銀8匁で5年間)を上納し、かつ売石にしないとの条件が付されていた。ただしこの石口では翌春より採掘開始したが、使える石がなく、嘉永5年からは運上免除となり、嘉永6年(1853)11月にも運上免除願が提出されている[徳島県立文書館所蔵藤倉家文書714・715]。売石にしないということは、伐出し本人ないしは村が使うということであり、非売で直接利用という点で類型iiiに該当しよう。

参考文献

- 秋里籬嶋編・堀口康生校訂(1976):『和泉名所図会』柳原書店。
- 大阪府埋蔵文化財協会編(1988):『ミノバ石切場跡発掘調査報告書』大阪府埋蔵文化財協会調査報告書18輯,大阪府。
- 小橋靖(2016):『徳島県塩業写真資料集』グラント印刷。
- 徳島県教育委員会編(1988):徳島県教育委員会編『本州四国連絡橋建設に伴う大毛島地区埋蔵文化財発掘報告書』徳島県教育委員会。
- 鳴門市史編纂委員会(1976):『鳴門市史上巻』鳴門市。
- 鳴門市史編纂委員会(1988):『鳴門辺集』鳴門市史下巻別冊,鳴門市。
- 藩法研究会編(1962):『藩法集3徳島藩』創文社。
- 町田哲(2015):『近世後期徳島藩における御林の分布と特徴』『鳴門教育大学研究紀要』30。
- 森下徹(2004):『近世瀬戸内海地域の労働社会』溪水社。

The Contract and Control of MUAYA-ISHI quarries in Late Early Modern Tokushima Domain

MACHIDA Tetsu*

* 748, Nakashima, Takashima, Naruto-cho, Naruto, Tokushima 772-8502, JAPAN

Proceedings of Awagakkai, No.61 (2017), pp.199-206.

【史料1】寛政7年(1795)『鳴門辺集』(鳴門市史下巻別冊, 1988年)「高嶋村」の項より

一、石取り場

此石取場、塩浜普請手当ニ被下置候石口ニ而、往古より今ニ不尽、先年より此所え泉州墓造り村より石工罷越シ渡世仕、近年ハ黒崎・南浜其外所々ニ石工多シ、宝暦年中迄ハ此処ニ限る

【史料2】(御仕置所御用帳)[国文学研究資料館所蔵蜂須賀家文書267(7)]のうち寛政7年(1795)12月の項同七日

一、a板野郡高嶋村石口四ヶ所、同村庄屋篠原孫左衛門受所年明ニ付遂見分候処、石筋宜、根元相居り候運上銀不相応相見候得共、石口之儀ニ候ヘハ駈と胴積も難相立引合も無之ニ付、市郷入札申付候、b尤右石口西條房太定請林之内ニ而候所、是迄御林床引も不相成、又ハ石口床見外シ有之哉、難相分ニ付、相居り候御意も有之候得は、四方詰相立床引ニ被 仰付度、c且又船着之場所ニ候ヘハ抜売等之御究も難相立候、依之地他国売御免可被 仰付哉、d将又床引之儀ハ尚又相行着追而可申出候、e右落札銀目を以先五ヶ年之間受所可被 仰付哉、f且石口他国積出候義ニ付川口御究方ハ堂浦御林番ヘ申付候得ハ御究相立可申候得とも、右御林番牢舎被 仰付有之付指当難相居、当夏已来撫養表石口惣而指留有之ニ付迷惑之旨願出候懸りニ候、g依之山床改・口之究改方等之儀ハ庄屋・五人与又ハ御林制道人ヘ申付相究候ヘハ指当り手抜無之候、右究方追而人柄等相撰可申出候得とも、右様ニ而ハ隙取下迷惑成候ニ付、先当時究り方取斗候義等本メ之面々迄申出候書付共遂披見候、夫々申出之通被 仰付候条被 仰付候条可遂手配由林方御代官ヘ申達之

- ① 一、長崎山之内岩井谷石口 壹ヶ所
 壹ヶ年分運上銀 六百五拾三匁五分
 外ニ三拾目 石口堀広ニ付鍛増
 右落札人 助任町 土佐屋平右衛門
- ② 一、同所墓ヶ谷間ノ石口壹ヶ所
 壹ヶ年分運上銀 六百五拾三匁五分
 外ニ三拾目 石口堀広ニ付鍛増
 右落札人 右同人
- ③ 一、すく海手高丸石口壹ヶ所
 壹ヶ年分運上銀 貳百八拾五匁
 右落札人 板野郡高嶋村 又兵衛
- ④ 一、同所笹ヶ谷石口壹ヶ処
 壹ヶ年分運上銀 七拾貳匁
 右落札人 同村 平太郎
 四口合 壹貫六百六拾四匁 地他国売 毎年夏冬両度上納
 外ニ六拾目 岩井谷・墓ヶ谷式ヶ処石口堀広願出候ニ付鍛詰、右之通相増
 惣合壹貫七百貳拾四匁
 右四ヶ所共当卯八月の来ル申七月迄丸五ヶ年請、惣運上銀高八貫六百貳拾目
- ⑤ 一、四ヶ所落石運上銀 八百三拾五匁 地他国売
 右落札人 板野郡高嶋村 平兵衛／忠太郎／貞右衛門／重助／孝助／又兵衛／平蔵／梅之丈
 ／勘次郎／平太郎 (ノハ改行ノ意)

十二月廿八日

一、山床改口々究方左之者共当時受持可相勤候、此段可申付候、尤勤方之義は林方御代官於手許申渡答ニ候旨、前野延左衛門申達之

山床改 高嶋村五人組共
 口々究方 岡崎村庄屋／宝村御番処／北泊村庄屋